

循環器病予防普及啓発事業委託業務  
公募型プロポーザル方式実施公告

製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領（平成 28 年 3 月 31 日付け 27 契検第 160 号。以下「実施要領」という。）に基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

令和 6 年 6 月 12 日

健康福祉部健康増進課長

1 業務の概要

(1) 業務名

循環器病予防普及啓発事業委託業務

(2) 業務の目的

死亡原因や介護原因の主要なものとなっている循環器病（脳卒中、心臓病その他の循環器病）の予防に焦点を絞った集中的な普及啓発活動を実施することにより、市町村保健事業の効果的な実施を支援するとともに、県民の健康寿命延伸によるQOLの向上及び医療・介護費の増加抑制を図る。

(3) 業務内容

- ア 特定健診会場等での普及啓発活動
- イ スタンプラリーの企画・運営
- ウ 健康無関心層に向けた循環器病予防につながる啓発活動

(4) 仕様等

別添仕様書（案）のとおりに

(5) 企画提案を求める具体的内容の項目

ア 実施内容

- (ア) スタンプラリーの具体的実施方法（システム構築含む）及び全体の実施スケジュール
- (イ) イベントの具体的テーマ・実施方法及び全体のイメージ
- (ウ) 各種成果物のデザイン（イメージ）
- (エ) 業務全体に係る普及啓発効果の分析手法
- (オ) その他、委託事業者の提案によるもの（任意）

イ 実施体制

- (ア) 類似事業の履行実績
- (イ) 運営体制
- (ウ) 個人情報の取扱い
- (エ) 業務に要する経費及びその内訳

(6) 業務の実施場所

長野県内全域

- (7) 履行期間又は履行期限  
契約締結日から令和7年(2025年)3月7日まで
- (8) 費用の上限額  
10,735千円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

## 2 応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければなりません。これらの要件を満たさない者が行った実施要領第19の企画提案書の提出から第31の契約の締結までの手続は無効とします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び財務規則第120条第1項の規定により入札に参加することができない者でないこと。
- (2) 物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (3) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月18日付け22建政技第337号)に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 法人にあっては県税、消費税及び地方消費税、個人にあっては県税、消費税、地方消費税及び個人住民税(個人の市町村民税・県民税)を完納していること。
- (6) 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者には、これらに加入していること。
- (7) 長野県内に本店又は支店・営業所を有している法人であること。
- (8) 過去5年以内に国又は地方自治体と、当該業務の類似業務等を受託した実績を有する者であること。
- (9) 長野県庁等で行うプレゼンテーション及び業務遂行のための打合せに常時参加できる者であること。

## 3 参加申込書の作成・提出

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提出するものとします。提出期限(3(5)①)までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することができません。

- (1) 参加申込書の作成様式  
様式第3号による。
- (2) 参加要件具備説明書類のとりまとめ様式  
様式第3号の附表1及び2による。
- (3) 参加申込書記載上の留意事項  
同種又は類似の実績については、概要が分かる資料のほか、これを証する契約書の写しを添付してください。

(4) 担当課・問い合わせ先

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下 692-2 (住所記載不要)

長野県健康福祉部健康増進課 (県庁 4 階)

担当 金井、市川

電話 026-232-0111 (代表) 内線 2648

026-235-7112 (直通)

ファックス 026-235-7170

メール [kenko-zoshin@pref.nagano.lg.jp](mailto:kenko-zoshin@pref.nagano.lg.jp)

(5) 参加申込書の提出期限並びに提出先及び方法

① 提出期限 令和 6 年 6 月 24 日 (月) 午後 5 時必着

(土曜日、日曜日及び休日※は除く。提出時間は持参の場合は午前 9 時から午後 5 時まで。)

【(注) 長野県の休日を定める条例 (平成元年長野県条例第 5 号) 第 1 条に規定する県の休日という。以下同じ。】

② 提出先 3 (4) に同じ。

③ 提出方法 持参、郵送又はメールとします。

ただし、郵送の場合は提出期限までに健康増進課に到達したもの、メールによる場合は、提出期限までに提出先のメールアドレスで受信できたものに限り、郵送又はメールで提出した場合は、到達したことを電話で 3 (4) の担当者に確認してください。

(6) 応募資格要件の審査

応募資格については、参加申込書及び資格要件具備説明書類に基づき審査します。

(7) 非該当理由に関する事項

① 参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、該当とならなかった旨及びその理由 (非該当理由) を企画提案書の提出期限 (5 (3) ①) の 3 日前までに、書面により健康増進課長から通知します。

② 上記①の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して 10 日 (土曜日、日曜日及び休日は除く。) 以内に、書面 (様式自由) により健康増進課長に対して非該当理由について説明を求めることができます。

③ 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して 10 日 (土曜日、日曜日及び休日は除く。) 以内に書面により回答します。

④ 非該当理由の説明請求の受付

ア 受付場所 3 (4) に同じ。

イ 受付時間 上記②の期間中、午前 9 時から午後 5 時まで。(土曜日、日曜日及び休日は除く。)

(8) その他の留意事項

① 応募資格要件の非該当者以外の者への通知は行いません。

② 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届 (任意様式) を提出してください。

#### 4 不明な点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

- (1) 受付場所 3 (4) に同じ。
- (2) 受付期間 令和6年6月25日(火)から令和6年7月1日(月)正午まで  
(土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで。  
ただし、最終日は正午まで。)
- (3) 受付方法 業務等質問書(様式第6号)をFAX又はメール等により提出するものとします。
- (4) 回答方法 令和6年7月8日(月)までに参加申込者全員に対し、原則としてメールにより回答します。

#### 5 企画提案書の作成・提出

##### (1) 提出書類

- ① 企画提案書(様式第8号)及び企画書(様式第8号の附表1、もしくは任意様式でも可)  
企画書は、別に定める仕様書に示した内容を踏まえた上で、記載してください。  
なお、企画書は原則としてすべてA4サイズとしてください。
- ② 概算見積書(様式第8号の附表2、もしくは任意様式でも可)  
経費の合計額は、1(8)に示す費用の上限額以内となるようにしてください。
- ③ 会社概要又はパンフレット(写し可)

##### (2) 企画提案書の作成に関する質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

- ① 受付場所 3(4)に同じ。
- ② 受付時間 午前9時から午後5時まで。(土曜日、日曜日及び休日は除く。)
- ③ 受付方法 4(3)に同じ。
- ④ 回答方法 企画提案内容に係る質問の場合は、原則として非公開とするが、質問者に対しては電子メール等により回答します。

##### (3) 企画提案書の提出期限並びに提出先及び方法

- ① 提出期限 令和6年7月12日(金)午後5時まで。  
(土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は持参の場合は午前9時から午後5時まで。)
- ② 提出先 3(4)に同じ。
- ③ 提出部数 8部(正本1部、コピー7部)
- ④ 提出方法 持参又は郵送とする。  
ただし、郵送の場合は提出期限までに健康増進課に到達したものに限り、  
郵送で提出した場合は、必ず、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認してください。

#### (4) 企画提案の選定基準

企画提案は、次の基準に基づいて選定されます。(300点満点 50点×構成員6名)

項目	評価内容	配点
① 事業の実施方針	・循環器病予防普及啓発事業の趣旨について理解し、啓発内容をより効果的にアプローチできる企画となっていること。	10
② 事業の実施内容	・より多くの県民が参加できるようにイベント周知を工夫していること。 ・健康無関心層が循環器病予防の必要性を理解し、自然に健康になれるような行動変容を促すイベント内容になっていること。 ・広報に使用する媒体の発信範囲・発信量が、目的達成のために十分なものであること。 ・分かりやすい絵図や注目を集める手法等、県民の興味・関心をひく工夫がされていること。 ・効果分析は、より多くの県民から回答の得られる調査方法であること。	20
③ 業務に要する経費	・高い費用対効果が見込めること。(見積額が、提案内容に対して割安か・割高か) ・広報効果を最大化できる予算配分であること。	5
④ 実績・体制	・スタッフの配置計画、業務スケジュールが適切であり、目的の達成・提案通りの効果が見込めること。 ・実務体制・類似事業の履行実績などから業務遂行が可能であること。 ・個人情報の保護・管理が適切であること。	15
合計		50

#### (5) 企画提案の選定の方法

- ① 企画書の選定に当たっては、企画提案評価会議を設置し、提出書類及びプレゼンテーションにより評価を行いますので、出席してください。
- ② 企画提案評価会議の各構成員は項目ごとに優・良・普通・可・不可の5段階で評価します。  
(「優:特に優れていると判断できるもの」、「良:普通より優れているもの」、「普通:標準」、「可:さほど評価できないもの」、「不可:評価できないもの」)
- ③ 項目ごとの評価点は、各項目の配点に対して、5段階で評価した優・良・普通・可・不可のそれぞれ係数(優:1.0、良:0.8、普通:0.6、可:0.4、不可:0.2)を乗じた点数とします。
- ④ 各構成員は評価結果により参加者の優れたほうから順に、1位から3位までの順位付けを行います。同点の場合は、各構成員の判断により順位付けを行います。
- ⑤ 各構成員が行った順位付けに対し、1位は5点、2位は3点、3位は1点の順位点を付け、各構成員の順位点を総計して最も得点の高い者を委託候補者として選定します。最も得点の

高い者が複数だった場合は、その中から各構成員の意見を踏まえた上で、座長の判断により委託候補者を選定します。

なお、評価の結果、最高点となった者の評価点が300点満点中180点未満の場合又は項目ごとの評価点が各配点上限の4割に満たない場合は選定しません。

⑥ プレゼンテーションの実施日時及び場所

令和6年7月16日(火)午後2時～ 長野県庁西庁舎201号会議室(予定)

※ 各参加者の開始時刻は提案者に個別通知します。

※ オンラインによるプレゼンテーションの実施も可能です。

(6) 選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項

① 企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定され、見積業者に選定された者に対して、その旨を見積業者選定通知書により健康増進課長から通知します。

② 上記①以外の者に対して、選定されなかった旨及び選定しなかった理由(以下「非選定理由」という。)を見積業者非選定通知書により健康増進課から通知します。

③ 見積業者を選定したときは、遅滞なく、見積業者選定経過書(様式第13号)及び企画提案評価会議評価書(様式第9号)を長野県公式ホームページに掲載するとともに、健康増進課において閲覧に供します。

(7) 非選定理由に関する事項

① (6)②の見積書非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日(土曜日、日曜日及び休日は除く。)以内に、書面(様式自由)により健康増進課に対して非選定理由について説明を求められます。

② 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内(土曜日、日曜日及び休日は除く。)に書面により回答します。

③ 非選定理由の説明請求の受付

ア 受付場所 3(4)に同じ。

イ 受付時間 上記①の期間中、午前9時から午後5時まで。(土曜日、日曜日及び休日は除く。)

(8) その他の留意事項

① 提案書は複数提出することはできません。

② 提出された企画提案書の内容は、変更することができません。

③ 提出された企画提案書は、返却しません。

④ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

⑤ 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。

⑥ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした者並びにプレゼンテーションにおいて虚偽の説明をした者は、失格とするとともに、虚偽の記載又は説明をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

## 6 契約書案

別添契約書(案)のとおり

## 7 見積書の提出

- (1) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して3日以内（3日目が土曜日、日曜日及び休日の場合は、休日明けまで、メールによる場合は該当日の午後5時までに）に、見積書（様式第14号）を指定された方法により健康増進課長に提出するものとします。
- (2) 見積書が、(1)の期限までに到達しないときは、当該見積は無効とします。
- (3) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、見積を辞退しようとするときは、理由を示した辞退届を提出してください。
- (4) 見積を辞退した者は、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加について不利益な扱いを受けることはありません。

## 8 契約経過の公表

契約を締結した場合は、遅滞なく、契約業務名、履行場所、業務概要等の契約情報について、長野県公式ホームページに掲載するとともに、健康増進課において閲覧に供します。

## 9 その他

- (1) 契約書作成の要否  
必要とします。
- (2) 関連情報を入手するための窓口

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下 692-2（住所記載不要）  
長野県健康福祉部健康増進課（県庁4階）  
担当 金井、市川  
電話 026-232-0111（代表）内線 2648  
026-235-7112（直通）  
ファックス 026-235-7170  
メール [kenko-zoshin@pref.nagano.lg.jp](mailto:kenko-zoshin@pref.nagano.lg.jp)

- (3) 必要に応じて参加申込に関する照会を行う場合があります。
- (4) 企画提案書の補足資料がある場合には、プレゼンテーション時に提出することができます。
- (5) 本業務の委託仕様書は契約候補者が提出した提案書が基本となりますが、契約候補者と健康増進課との協議により最終的に決定します。なお、協議が整わなかった場合は、契約を締結せず、次点者と協議を行うものとします。